

◇河川等水質検査測定結果◇

南丹市では、市域の水質汚濁の状況把握および汚濁の早期発見等を行うために、水質検査を実施して令和7年度に実施した水質検査結果について、下記のとおり公表します。

* 河川の水環境保全について、市民の皆さまのご協力をよろしくお願いします。

採水場所	検査項目	水素イオン濃度 (ph)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素 (DO)	大腸菌数
	環境基準	6.5～8.5	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(CFU/100ml)
			2以下 淀川水系 由良川下流 1以下 由良川上流	25以下	7.5以上	300以下 淀川水系 由良川下流 20以下 由良川上流
大河内	R7.7.22	8.4	2.7	2	8.7	49
	R8.2.19	7.4	3.2	5	11.0	3
法京	R7.7.22	7.5	<0.5	<1	9.0	240
	R8.2.19	7.4	<0.5	<1	12.0	26
竹井	R7.7.22	7.7	<0.5	<1	9.3	160
	R8.2.19	7.6	<0.5	<1	13.0	17
穴人	R7.7.22	7.5	<0.5	3	9.2	160
	R8.2.19	7.7	1.5	2	13.0	24
若森	R7.7.22	8.0	0.6	4	10.0	68
	R8.2.19	7.6	1.3	1	12.0	94
河原町	R7.7.22	7.6	1.4	8	9.5	130
	R8.2.19	7.5	0.7	3	11.0	58
木崎町	R7.7.22	7.8	1.3	11	9.8	160
	R8.2.19	7.7	1.8	3	12.0	740
陣田川	R7.7.22	7.2	1.6	24	7.8	430
	R8.2.19	7.4	0.8	1	12.0	150
横尾川(上流)	R7.7.22	7.3	1.2	10	8.4	190
	R8.2.19	7.6	0.7	3	12.0	39
横尾川(下流)	R7.7.22	7.5	1.6	11	8.7	1,000
	R8.2.19	7.8	2.5	4	10.0	1,300
千歳川	R7.7.22	7.3	2.0	3	7.6	48
	R8.2.19	7.4	0.8	2	12.0	5
新田川	R7.7.22	7.7	0.9	2	9.2	23
	R8.2.19	7.8	2.2	2	12.0	82
國府川	R7.7.22	6.6	0.6	2	10.0	61
	R8.2.19	7.6	3.5	2	12.0	160
馬田川	R7.7.22	7.4	1.6	18	7.5	220
	R8.2.19	7.5	10.0	6	11.0	2,700
新庄水路	R7.7.22	7.6	0.9	3	8.8	140
	R8.2.19	7.7	0.8	1	13.0	2
東所川	R7.7.22	7.1	0.9	6	8.1	40
	R8.2.19	8.1	1.5	1	13.0	5
新庄橋	R7.7.22	7.8	<0.5	1	9.2	40
	R8.2.19	7.6	0.7	1	12.0	1
田原川 (田原駅前)	R7.7.22	7.9	0.7	1	9.4	240
	R8.2.19	7.4	<0.5	<1	13.0	15
胡麻川 (東胡麻)	R7.7.22	7.5	0.8	4	8.8	660
	R8.2.19	7.4	1.3	2	12.0	49
畑郷	R7.7.22	7.6	0.5	1	9.6	530
	R8.2.19	7.5	<0.5	<1	12.0	30
保野田下	R7.7.22	7.9	0.8	1	9.5	180
	R8.2.19	7.6	0.5	<1	13.0	140
桂川(殿田)	R7.7.22	7.8	0.5	<1	8.9	50
	R8.2.19	7.5	0.8	<1	12.0	4
原	R7.7.22	7.5	0.5	<1	8.8	110
	R8.2.19	6.9	<0.5	<1	12.0	6
鶴ヶ岡	R7.7.22	7.4	<0.5	1	9.0	130
	R8.2.19	7.1	<0.5	1	12.0	42
中	R7.7.22	7.4	<0.5	<1	8.8	67
	R8.2.19	6.9	<0.5	<1	12.0	12
萱野	R7.7.22	8.1	0.6	1	9.3	110
	R8.2.19	6.7	0.8	1	12.0	26
佐々江	R7.7.22	7.5	0.8	<1	8.8	270
	R8.2.19	7.3	<0.5	<1	12.0	6
四ツ谷	R7.7.22	8.0	0.6	<1	9.1	140
	R8.2.19	7.4	0.5	<1	13.0	3
志和賀	R7.7.22	7.6	0.7	<1	8.8	550
	R8.2.19	7.6	0.7	<1	13.0	180

朱書き:基準値超過

採水場所		大河内		新庄橋		四ツ谷		萱野		環境基準	
採水日		R7.7.22	R8.2.19	R7.7.22	R8.2.19	R7.7.22	R8.2.19	R7.7.22	R8.2.19	A (淀川水系)	AA (由良川水系)
令和7年度に実施した水質検査結果について、下記のとおり公表します。	カドミウム	<0.0003	<0.0003		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下	
	全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと	
	鉛	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	
	六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02以下	
	砒素	0.003	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	
	総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下	
	アルキル水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	
	PCB	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	
	ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下	
	四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下	
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下	
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下	
	トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	
	テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下	
	チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下	
	シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下	
	チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下	
	ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	
	セレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<0.02	0.30	0.23	0.29	0.29	0.35	0.26	0.28	10以下	
	弗素	0.08	0.12	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8以下	
	ホウ素	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1以下	
	ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下	

※「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることであり、上記3項目ともに定量限界を下回っているものです。

基準値超過なし

【用語説明】

* 環境基準

令和 環境基本法により、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚濁及び騒音に係る環境上の条件につい

* 河で、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めることとされており、その目標基準のことで。

* 生活環境項目

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準として指定されている、最も基本的な水質項目で次の5項目が定められています。(pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数)

pH (水素イオン濃度)

水の酸性、アルカリ性の度合いを示す指標で、水素イオン濃度の逆数の常用対数で示しています。0 ~ 14 の範囲で、7 が中性、7 より大きいとアルカリ性、7 より小さいと酸性であることを表します。pH の急激な変化は、有害物質の混入等異常があったことを示します。

BOD (生物化学的酸素要求量)

水中にある有機物を、微生物(バクテリア)が分解する時に消費する酸素の量を示し、河川の汚濁を表す場合の代表指標として使用されます。一般的に数値が大きくなれば、水中に有機物が多く、水が汚濁していることを意味します。

SS (浮遊物質)

粒径2 mm 以下の水に溶けない懸濁性の物質をいい、粘土鉱物に由来する微粒子が普通ですが、他に動植物プランクトンの有機物質も含まれています。通常、高い数値ほど濁ったことを示します。

DO (溶存酸素量)

水中に溶解している酸素量をいい、空気中から溶け込む酸素と、水中にいる藻類から排出される酸素からなります。

大腸菌数

大腸菌数は、ふん便汚染を捉えることができる指標として使われています。

* 健康項目

人の健康の保護に関する環境基準で指定されている項目で、水質汚濁の中でも特に有害性の強いもので、規制値も非常に厳しく、以下の27項目が定められています。

(カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン)

* 有機フッ素化合物(PFAS)

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び、中でもPFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)、PFOA(ペルフルオロオクタンスルホン酸)は幅広い用途で使用されてきました。

PFOS及びPFOAについては、水環境中(公共用水域及び地下水)における検出状況等を注視して知見を集積する観点から、2020年に水環境中の「要監視項目」に位置付けられ、目安となる値として、指針値をPFOS・PFOAの合算で50ng/l(=0.00005mg/l)に設定されています。

* mg/l(ミリグラム/リットル)

汚染物質の濃度、含有量を示すのに用いる単位で、1mg/lとは水1L(1,000g)に対し物質1mg(1/1,000g)を含む場合をいい、百万分の1であることを示します。水の比重が1の場合は「ppm」で表すこともあります。